

築上町図書館電子図書館システム事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

築上町図書館の移転オープンにあたり、準備中の閉館期間及び新図書館において、電子図書館を導入することで、図書館への来館が難しい利用者への図書館サービスの提供等さらなる住民の読書環境の充実と利便性の向上、子どもの読書活動の推進及び読書バリアフリー環境の整備を図る。

この要領は、築上町図書館電子図書館システム導入業務について、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業務名：築上町図書館電子図書館システム導入業務
- (2) 業務内容：「築上町図書館電子図書館システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間：契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額：770,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

項目	日程等
募集公告	令和7年1月8日（水）
質問の受付期限	令和7年1月15日（水）午後5時まで
質問への回答	令和7年1月21日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年1月27日（月）午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和7年2月5日（水）午後5時必着
審査（プレゼンテーション）	令和7年2月7日（金）予定
受託候補者の決定	令和7年2月中旬予定
契約締結	令和7年2月下旬予定

4 応募に関する留意事項

- (1) 配布する資料等の承諾
プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、参加申込書等の提出をもって、築上町（以下「本町」という。）が築上町図書館電子図書館システム導入業務（以下「本業務」という。）において配布する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負

担とするものとする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(4) 提供する資料等の取扱い

本町が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

(5) 提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

5 参加資格

応募者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 電子図書館システム導入業務に関する他の地方公共団体からの業務を履行している者又は履行した実績のある者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 公告日時点において指名停止処分を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税について未納がないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

6 応募に関する手続き等

(1) 資料及び様式の入手

本業務の応募に必要な様式については、町ホームページによりダウンロードすることができる。

URL : [https:// www.town.chikujo.fukuoka.jp/li/030/030/index.html](https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/li/030/030/index.html)

資料及び様式

ア 実施要領

イ 別紙1 仕様書

ウ 様式1 参加申込書

- エ 様式 2 会社概要
- オ 様式 3 業務実績調書
- カ 様式 4 業務実施体制調書
- キ 様式 5 質問書
- ク 様式 6 辞退届
- ケ 様式 7 提案書表紙
- コ 様式 8 システム機能要件確認表
- サ 様式 9 見積書

(2) 質問の受付と回答

ア 受付期限

令和 7 年 1 月 15 日 (水) 午後 5 時まで

イ 提出書類

質問書【様式 5】

ウ 提出先

築上町図書館 (〒829-0301 福岡県築上郡築上町大字椎田 962 番地 8)

開館時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分 ※火曜日休館

エ 提出方法

電子メール (FAX 不可)

E-mail tosyokan@lib-chikujo.jp

※件名は「電子図書館システム導入業務についての質疑」とすること。

※必ず電話等で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

オ 回答

令和 7 年 1 月 21 日 (火) に町ホームページに公表する。なお、質問があった事業者名は公表しない。

(3) 参加申込書等の提出

応募者は、次の書類を提出すること。

ア 提出期限

令和 7 年 1 月 27 日 (月) 午後 5 時 必着

提出書類

・参加申込書【様式 1】

納税証明書 (発行後 3 ヶ月以内。写し可)

登記事項証明書 (履歴事項証明書) (発行後 3 ヶ月以内。写し可)

・会社概要【様式 2】

会社概要参考資料 (会社案内、パンフレット等)

・業務実績調書 (5 件まで記載可)【様式 3】

契約書（写し）

イ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

ウ 提出先

築上町図書館（〒829-0301 福岡県築上郡築上町大字椎田 962 番地 8）

開館時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分 ※火曜日休館

エ 提出方法

持参又は郵送（FAX 不可）

※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。郵送手数料は応募者の負担とする。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 5 時 必着

イ 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	作成の注意点等
（ア） 企画提案書表紙 【様式 7】	所定の様式により作成すること。
（イ） 企画提案書 【様式任意】	a 審査基準の項目に掲げる各事項に沿って、具体的な提案を行うこと。 b 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。 c その他 PR 及び独自提案についても適宜資料を添付のうえ提案すること
（ウ） システム機能要件確認表 【様式 8】	提案するシステムが該当する機能を有する場合には「○」を、代替案により一部可能な場合は、「△」を記載し、備考欄にその内容又は理由等を記載すること。対応が不可能の場合は、「×」を記載すること。
（エ） 業務実施体制調書 【様式 4】	業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

<p>(オ) 見積書 【様式 9】</p>	<p>見積書には、a、b、cの内容を区分して記載すること。</p> <p>a 電子図書館システム導入費（電子図書館の初期構築作業、築上町図書館のトップページの作成）。</p> <p>b 消費税及び地方消費税（上記 a × 10%）</p> <p>c 提案総額（上記 a と b の合計：提案上限額 770,000 円）</p> <p>参考資料として、d、e の見積額及び f について任意様式で提出すること。</p> <p>d 電子図書館システム使用料 （令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの使用料）</p> <p>e 電子書籍ライセンス使用料 （無期限 400 コンテンツ分： 内訳 一般 160、児童 160、ヤングアダルト 80） （有期限 100 コンテンツ分： 内訳 一般 40、児童 40、ヤングアダルト 20）</p> <p>f eに係る電子書籍一覧</p> <p>※一般：読書の楽しみや有用性が伝わる、広く利用が期待されるもの</p> <p>※児童・ヤングアダルト：調べ学習で利用できるものを含むこと</p> <p>※電子コンテンツについては有料のもののみとし、年齢制限の必要なものは対象外とする。</p> <p>※図書館の移転に伴い、追加費用が必要となる場合は、別途見積書を提出のこと。</p>
---------------------------	--

(5) 企画提案書等の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書は 1 事業者につき、1 提案までとする。
- イ 用紙のサイズは A 4 サイズとし、ホッチキス留めとしたものを、8 部（正本 1 部、副本 7 部）作成すること。
- ウ 仕様書を参照のうえ、企画提案書を作成すること。
- エ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- オ ページ番号を記載すること。
- カ 失格となる企画提案書
企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
(ア) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

(エ) 提案内容等が著しく逸脱したもの

(6) 辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、令和7年2月5日(水)午後5時までに
辞退届【様式6】を持参又は郵送すること。

※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。郵送手数料は応募者の負担とする。

ア 提出先

築上町図書館 (〒829-0301 福岡県築上郡築上町大字椎田 962 番地 8)

開館時間：午前9時から午後5時30分 ※火曜日休館

7 審査及び選定

(1) 審査

審査については、築上町図書館電子図書館システム事業者選定公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)により実施する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、1事業者25分以内、質疑応答15分、計40分間とし、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション用の機器等の準備時間は、プレゼンテーションの時間に含まれない。

イ プレゼンテーションの参加者は、3名までとする。業務実施体制【様式4】に記載する担当者よりプレゼンテーションを行うこと。

ウ プレゼンテーションの実施予定日については、令和7年2月7日(金)予定とする。詳細については、別途通知する。なお、会場は、築上町文化会館コマーレの会議室を予定している。

エ 提案書類等、紙面によるプレゼンテーションも可能であるが、パソコンを使用する場合は、応募者側で用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターの機器は事務局が用意するものとする。※プロジェクターはHDMIケーブルで接続可能。

(3) 選定方法

ア (4) 審査基準により、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も多くの審査委員に選定された提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者とする。

イ 審査委員に選定された提案者の票数が同数となった場合には、選定委員会の協議により第1優先交渉権者を選定する。

ウ 第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行う。

エ 応募が1事業者であった場合も、プロポーザルを実施し、選定委員会で提案内容が

審査基準を満たすと認められる場合は、その提案者を交渉権者として選定する。

(4) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	・他の自治体において同種の業務についての実績はあるか。 1件(2点)×件数	10点
システムの使いやすさ	・利用者が管理、登録、検索において使いやすい提案であるか。	20点
	・サイトデザインは見やすいものであるか。	
	・図書館(管理者)として操作や選書がしやすい提案であるか。	
システム機能	・「システム機能要件確認表」【様式9】を参照の上で評価する。	10点
セキュリティ対策	・個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策は十分か。	15点
電子書籍の充実度・ライセンス内容	・電子書籍の充実度・ライセンス内容は十分か。	20点
特徴のある取組等	・特徴のある取組、独自の取組みがあるか。	15点
見積価格	・提案内容に対して見積り金額は適切か。	10点
	合 計	100点

8 審査結果の公表等

- (1) 審査結果は、規格提案があった全ての事業者に対し、参加申込書に記載のメールアドレスに通知する。
- (2) 審査結果等の公表を町ホームページで行う。

9 契約

- (1) 第1優先交渉権者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに本町と協議する。
- (2) 協議が整った場合は、提案上限額の範囲内で本町と随意契約により委託契約を締結する。ただし、第1優先交渉権者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と

交渉を行うこととし、随意契約により委託契約を締結する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 本業務の受注者の決定までに本件に関して、応募者が選考委員に面談を求めたり、応募者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合
- (5) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合
- (6) 契約日時点において指名停止処分を受けている場合

11 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、地方自治法第234条(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令第167条の2(昭和22年政令第16号)、築上町財務規則(平成18年1月10日規則第38号)、その他入札契約に関する法令等の定めによる。
- (2) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。